



安全衛生通信

【令和7年7月号】

北海道労働局

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

**7月は重点取組期間です。
熱中症対策に取り組みましょう**

令和7年6月1日から熱中症対策の法令改正が施行されました

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

事業者に義務付け

「体制整備」 「手順作成」 「関係者への周知」

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境
下で連続1時間以上又は1日4時間を超え実
施」が見込まれる作業**

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

※ これはあくまでも参考例であり、職場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている など、

普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

今回の職場における熱中症対策の強化に係る法令改正については、右の二次元コードから確認できます。



外国人労働者に対する熱中症対策は、厚生労働省HPに掲載してある多言語リーフレット等を活用して、教育・周知を行いましょう。



環境省の熱中症予防サイトから熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)の実況と予測を確認することができます。



ファン付きベスト等の注意点



熱中症対策として現場で使用されるようになってきたファン付きベスト等は、溶接・鋳造現場などの火花が飛ぶような場所での使用は、服への着火や火傷の原因となるため、使用できない製品がありますので、事前に確認してください。

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。